

## 鹿屋市農業後継者就農支援事業（市単独事業）

鹿屋市では将来を担う農業後継者の育成・確保を図るため、耕種農家の後継者が経営面積の拡大や作業の省力化等に取り組む際に必要となる農業用機械や施設の導入に要する経費の一部を助成する事業を始めました。

令和2年度より後継者のUIターンを促進するため、UIターンの補助率を  
かさ上げしました。



### ■事業内容

当該事業は、事前申請者の中から付加価値額や経営面積拡大の目標値等を踏まえ、交付予定者を選定します。 **【一部抜粋】**

| 区 分          | 内 容   |
|--------------|---|
| 補 助<br>対 象 者 | <p><b>【個人経営の場合】※耕種農家に限る。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親（3親等親族含む）の経営を継承した方</li> <li>・親の経営を継承すべく親元で農業に従事している方</li> </ul> <p><b>【法人経営の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業法人の役員、又は役員の3親等内の方<br/>（農業法人の代表者となることを確約した者に限る。）</li> </ul> <p><b>【その他の要件】※耕種農家に限る。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継承時の年齢が50歳以下の方</li> <li>・家族経営協定等を事前申請前までに締結していること</li> <li>・農業次世代人材投資資金を受給していないこと</li> <li>・既に経営を継承している者は、平成24年度以後に農業の経営を継承しているものに限り など</li> </ul> |
| 補助対象<br>機械等  | <p>農地の規模拡大や作業の省力化、新規品目等の作付等を行う際に必要となる農業用の機械や施設</p> <p><b>【対象となる事業例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクターやアタッチメント等の農業用機械の購入</li> <li>・ビニールハウスや集出荷施設等の農業用施設の設置</li> </ul> <p>※運搬用トラック等の汎用性の高いものは対象外<br/>※事業費が整備内容ごとに50万円以上のものが対象</p>   |
| 補助率          | <p>補助対象経費の10分の3以内（1申請当たり200万円を上限）</p> <p><b>【UIターナー者】※R2年度から拡充</b><br/>補助対象経費の2分の1以内（1申請当たり200万円を上限）<br/>※UIターナー者とは、令和2年4月1日以後に市に転入した者であって、市内で5年以上農業に従事することを確約した者。<br/>※ただし、新規学卒者を除く。</p>   |